

日本初等理科教育研究会 会則

第1章 総則

- 第1条 この会は、日本初等理科教育研究会と称す。
- 第2条 この会の事務局は、理事長がこれを定める。
- 第3条 この会は、初等理科教育の理論と実践について研究し、わが国の理科教育の向上発展を図ることを目的とする。
- 第4条 この会は、普通会员および特別会員、図書会員で組織する。
- 1 普通会员 初等理科教育に携わり、この会の趣旨に賛同する者。
 - 2 特別会員 役員推薦による顧問および賛助会員。
 - 3 図書会員 企業や図書館等で会報を閲覧する団体。

第2章 事業

- 第5条 この会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 初等理科教育に関する理論および実践の研究・調査。
 - 2 会報・研究紀要の発行。研究書等の編さん。
 - 3 理科教育に関する文献、資料、教材教具等の紹介および斡旋。
 - 4 研究発表会、研究協議会、実技研修会等の開催。
 - 5 その他、この会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員

- 第6条 この会に次の役員をおく。
- 1 理事長 1名
 - 2 副理事長 若干名
 - 3 部長・副部长 若干名
- 第7条 役員任期は次の通りとする。
- 1 理事長はこの会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副理事長は理事長を補佐するとともに会務を分担し、会の運営にあたる。
- 第8条 この会に監事2名をおく。監事は会務および経理を監査する。
- 第9条 役員および監事の選出は理事長が行い、承認は総会において行う。
- 第10条 役員および監事の任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。

第4章 会議

- 第11条 会議は次の通りとし、理事長が招集する。
- 1 総会 原則として毎年1回開催し、会務の報告、役員を選出、規約の改正、その他重要な事項を審議する。
 - 2 役員会 必要に応じて開催し、会務の企画・運営に関する事項を審議する。
- 第12条 議決は出席者の過半数による。但し可否同数の場合は議長の決定による。

第5章 会計

- 第13条 この会の経費は、会費およびその他の収入による。
- 第14条 会計年度は、新年度役員会総会に始まり翌年度役員会総会に終わる。

第6章 付則

- 第15条 この会の運営に必要な細則は別に定める。
- 第16条 この会則の変更は、総会の議決を経なければならない。
- 第17条 この会則は、昭和36年4月1日以降効力を発する。
昭和60年10月19日改正
平成29年5月14日改正

日本初等理科教育研究会細則

第1条 この細則は、日本初等理科教育研究会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この会の目的を達成するため、次の部を設ける。

1 編集部 2 研究企画部 3 電子コンテンツ部 4 庶務部 5 研究紀要部

第3条 各部の任務は、次の通りとする。

- 1 編集部 会報誌「初等理科教育」の企画・編集を行う。
- 2 研究企画部 夏期中央講座・冬季拡大勉強会などの企画と運営を行う。
- 3 電子コンテンツ部 本研究の趣旨や行事などの啓発及び周知徹底を図るために、Webページの編集や会報のアップロードを行う。
- 4 庶務部 役員会・支部長会の開催。全国大会の支援や連絡を行う。会員名簿を作成する。金銭の出納、予算・決算など会計全般を行う。
- 5 研究紀要部 研究紀要の募集、査読、審査等を行う。

第4条 各部に部長、部員をおく。

第5条 この会に、必要に応じて支部を設けることができる。

第6条 支部に支部長および事務局をおく。支部長は理事を兼ね、支部を総括するとともに、本部との連絡にあたる。事務局長は、支部活動の運営にあたる。

第7条 支部長会は、原則として毎年3回、5月、10月、3月に開く。

第8条 入退会の手続きは、原則として本部事務局を通して行うものとする。

第9条 この会の事務局は、当分の間筑波大学附属小学校におく。

第10条 会費は、年額5000円とする。

第11条 この細則の変更は、役員会の了承を得るものとする。

第12条 この細則は、平成29年5月14日以降 効力を発する。

令和8年5月24日 一部改正